



森下仁丹

証券コード：4524

第82期定時株主総会 招集ご通知



日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時



場所

大阪市中央区玉造一丁目2番40号
当社本店

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除
く。）に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う
打切り支給の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である
ものを除く。）に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

■目次

第82期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	15
計算書類	18
監査報告書	21
株主総会参考書類	27

森下仁丹株式会社

(証券コード4524)
2019年6月11日

株 主 各 位

大阪市中央区玉造一丁目2番40号

森下仁丹株式会社

取締役社長 森 下 雄 司

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区玉造一丁目2番40号 当社本店
3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第82期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第82期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.jintan.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.jintan.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が続いてきましたが、年度末にかけて弱い動きとなりました。企業収益は高水準を維持しておりますが、輸出の低迷や利益率の悪化から頭打ちとなっております。個人消費は、雇用所得環境の改善が続いておりますが、物価上昇による実質所得の伸び悩みなどから緩やかな持ち直しにとどまっております。消費者物価上昇率（生鮮食品を除く総合）はゼロ%台後半から1%の範囲で推移しております。このような状況下、政府は、2019年3月の月例経済報告で景気の基準判断を3年ぶりに下方修正しました。

当社グループの属する業界も、異業種を含む大手企業の新規参入など更なる競合激化は続いており、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

このような経済状況のもとで、当社グループは、「伝統と技術と人材力を価値にする」をビジョンとし、引き続き積極的な営業活動を展開しております。しかし、当連結会計年度においては、フレーバーカプセルの受託が前年同期と比べ増収となりましたが、当社独自の機能性素材であるローズヒップ及びサラシアや機能性表示食品「ヘルスイド®シリーズ」の販売が前年同期と比べ減収となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高10,090百万円（前年同期比6.6%減）、営業利益417百万円（前年同期比23.4%減）、経常利益449百万円（前年同期比19.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益351百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

① ヘルスケア事業

当セグメントにおきましては、メディケア商品が前年同期と比べ増収となりましたが、機能性表示食品「ヘルスイド®シリーズ」が前年同期と比べ減収となり、売上高は、7,499百万円と前年同期と比べ606百万円の減収となりました。

損益面では、効率的なプロモーション活動等に努めましたが、売上高が低調に推移するなか、セグメント利益は、356百万円と前年同期と比べ227百万円の減益となりました。

② カプセル受託事業

当セグメントにおきましては、フレーバーカプセルが前年同期と比べ増収となりましたが、医薬品カプセルやその他の受託については前年同期と比べ減収となり、売上高は、2,582百万円と前年同期と比べ88百万円の減収となりました。

損益面では、効率的な研究開発投資に努めたこともあり、セグメント利益は、76百万円と前年同期と比べ76百万円の増益となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、売上高は、9百万円と前年同期と比べ15百万円の減収となりました。損益面では、セグメント損失は、16百万円と前年同期と比べ24百万円の増益となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	第81期 2018年3月期	第82期 2019年3月期	前年同期比 増減率%
ヘルスケア	8,105	7,499	92.5
カプセル受託	2,670	2,582	96.7
その他	24	9	38.2
合計	10,800	10,090	93.4

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は363百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

通販システム	128百万円
大阪テクノセンター	101百万円
滋賀工場	67百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡及び譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 事業領域の拡充

当社の技術のルーツである生薬（原材料ビジネスを含む）やシームレスカプセルを中心とした当社ならではの事業領域への拡充を進めてまいります。ヘルスケア事業についてはマーケットの拡大を目指した海外事業の強化を、また、カプセル受託事業についてはシームレスカプセルの従前用途から産業用途への領域拡大を積極的に展開してまいります。

② 研究開発及び製品開発の更なる推進

ヘルスケア事業及びカプセル受託事業の拡大には、ともに顧客満足に資する新機能、新用途を持つ高付加価値製品の開発が必須条件であり、研究開発体制を充実させ、開発資源の投資配分に留意しつつ新製品や新分野への展開を積極的に進めてまいります。

なお、研究開発投資に際しては、様々な形での外部資源の有効活用を検討してまいります。

③ 人材・組織の形成

当社は製造販売業という業種並びに通信販売・国内小売店向販売、かつ受託事業をも営む性格上、各部門では各々専門知識を有する人材が必要であることから、引き続き教育、研修の充実に加え、ダイバーシティの推進等により人材の育成に注力してまいります。

④ 内部統制体制の充実

更なるコンプライアンスの徹底を図るとともに、金融商品取引法に規定される財務報告に係る内部統制の適切な整備・運用を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 2016年3月期	第80期 2017年3月期	第81期 2018年3月期	第82期(当期) 2019年3月期
売 上 高 (百万円)	10,432	10,967	10,800	10,090
経 常 利 益 (百万円)	408	443	560	449
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	375	240	394	351
1株当たり当期純利益 (円)	18.48	11.84	96.88	86.48
総 資 産 (百万円)	13,668	14,320	14,186	14,121
純 資 産 (百万円)	9,134	9,284	9,801	9,771

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式総数で算出しております。

2. 2017年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エムジェイヘルスケア	60百万円	100.0%	医薬品・医療用具・栄養補助食品等の輸出入及び販売他
株式会社森下仁丹 ヘルスコミュニケーションズ	20百万円	100.0%	コールセンターの運営及びオペレーターの教育並びにコンサルタント事業他
株式会社エムジェイラボ	60百万円	100.0%	化粧品等ビューティケア製品の製造販売他

(注) 資本金は、資本金及び資本準備金の合計を記載しております。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

- ④ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

医薬品、医薬部外品、医療機器並びに食品等の製造及び販売を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

名 称	所 在 地
ヘルスケア事業本部	大阪市中央区
カプセル事業本部	大阪市中央区
大阪テクノセンター	大阪府枚方市
滋賀工場	滋賀県犬上郡
長浜工場	滋賀県長浜市
東京オフィス	東京都千代田区

(12) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
297名 (4名)	43.6歳	13.1年

(注) 従業員数には、臨時従業員等57名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	599百万円
株式会社りそな銀行	278百万円
株式会社三井住友銀行	265百万円
日本生命保険相互会社	52百万円

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	〔普通株式〕	9,600,000株
(2) 発行済株式の総数	〔普通株式〕	4,150,000株
(3) 株主数		4,997名
(4) 大株主		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 森 下 泰 山	1,095	26.9
口 ー ト 製 薬 株 式 会 社	355	8.7
公 益 財 団 法 人 森 下 仁 丹 奨 学 会	211	5.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	132	3.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	111	2.7
株 式 会 社 ラ ク サ ン	106	2.6
株 式 会 社 大 正 銀 行	88	2.1
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	88	2.1
森 下 仁 丹 取 引 先 持 株 会	62	1.5
フ ジ モ ト H D 株 式 会 社	43	1.0

(注) 当社は、自己株式82,547株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	駒 村 純 一	アンジェス(株)社外取締役
専務取締役（代表取締役）	森 下 雄 司	事業統括担当 公益財団法人森下仁丹奨学会理事長
取 締 役	杉 浦 一 哉	ロート製薬(株)経営戦略推進本部ディレクター
取 締 役	齋 藤 洋 一	
取 締 役（監査等委員・ 常勤）	光 永 健 治	
取 締 役（監査等委員）	澤 田 洵 己	公認会計士
取 締 役（監査等委員）	石 原 真 弓	弁護士、モリト(株)社外取締役 オーエス(株)社外取締役（監査等委員）、エイチ・ツー・オ ーリテイリング(株)社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当社は2018年6月28日開催の第81期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 代表取締役社長駒村純一氏は2019年4月1日付にて取締役会長に就任しております。
3. 代表取締役専務森下雄司氏は2019年4月1日付にて代表取締役社長に就任しております。
4. 取締役齋藤洋一氏は社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）澤田洵己氏及び石原真弓の両氏は社外取締役（監査等委員）であります。
6. 取締役（監査等委員）澤田洵己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 齋藤洋一、澤田洵己及び石原真弓の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために光永健治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当該事業年度の取締役及び監査役の異動

2018年6月28日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって、森下美恵子氏及び上村秀人氏が取締役を、高田真一氏、澤田洵己氏及び石原真弓氏が監査役を退任いたしました。また、同定時株主総会において、杉浦一哉氏が取締役に、光永健治氏、澤田洵己氏及び石原真弓氏が取締役（監査等委員）に、新たに選任されそれぞれ就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要	
取締役（監査等委員を除く）	6名	61百万円	うち社外取締役	1名 3百万円
取締役（監査等委員）	3名	11百万円	うち社外取締役	2名 7百万円
監 査 役	3名	5百万円	うち社外監査役	2名 1百万円
合 計	12名	77百万円		

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	石原真弓	モリト(株)社外取締役、オーエス(株)社外取締役(監査等委員)、 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役(監査等委員)

(注) 当社とモリト(株)、オーエス(株)及びエイチ・ツー・オー リテイリング(株)との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	齋藤洋一	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。
取締役(監査等委員)	澤田 侑己	当事業年度に開催した取締役会には、監査役として3回中3回、監査等委員として10回中10回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査役会には、3回中3回、監査等委員会には、11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。
取締役(監査等委員)	石原真弓	当事業年度に開催した取締役会には、監査役として3回中3回、監査等委員として10回中10回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査役会には、3回中3回、監査等委員会には、11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外取締役(監査等委員)との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び監査等委員会が当該報酬等に同意した理由

当事業年度に係る報酬等の額 24百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 24百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することといたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは共通の「企業行動憲章」の主旨に沿い、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グループの取締役及び使用人に伝えることによりコンプライアンスを徹底する。また代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、グループ企業のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、「コンプライアンスマニュアル」に基づいた当社グループの取締役及び使用人への教育並びに監理を実施すると同時にこれらの活動は定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。

また、内部監査室により、全ての業務が法令・定款及び社内規程に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公平不偏に調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告する。

なお、法令・規程に反した行為について当社グループの取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「内部通報規程」に沿った対応をとるものとする。

更に、監査等委員においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

規定されている「文書管理規程」「情報資産取扱い規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、同規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社グループは、リスクマネジメントを行うため代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「緊急対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

- ④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の「取締役会規則」に基づき、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前に取締役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し取締役会に付議し決定する。
なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
当社の子会社に関する管理は「関連会社管理規程」に基づき各子会社を管理する体制とし、各子会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告を行う。
また、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各子会社にも内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在監査等委員を補助する使用人はいないが、監査等委員から求められた場合には監査等委員と協議のうえ設置するものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、人事異動及び人事評価は、監査等委員会の同意を得なければならないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員への報告に関する体制
監査等委員は毎月開催される取締役会をはじめとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査等委員に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役に報告と同時に監査等委員に直接行う。
当社の監査等委員が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この場合、報告した者に対し秘密保持に最大限の配慮を行う。なお、監査等委員に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
また、監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生ずる費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

すでに社外監査等委員2名に就任していただき、「監査等委員会規則」に沿って監査体制を固めているが、更に監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めていくものとする。

また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査等委員に対して定期的及び必要に応じて行い、監査等委員監査が実効的に行われる体制を確保する。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは、「企業行動憲章」及び「反社会的勢力排除に関する基本ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた対応として、外部の専門機関と連携の上、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社各社の使用人に対し、その階層に応じたコンプライアンスについて事業所ごと及び新入社員入社時にコンプライアンス研修を実施し法令及び定款を遵守するための取組みを行いました。

更に、「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、内部監査室では全社的統制として、全ての定款・社内規程等の整備・運用状況を公平普遍に調査・検証しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書及び電子媒体で保存し、必要に応じて閲覧しています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

他社等での不祥事などが報道されるたび、「リスク管理規程」に基づき管理委員長が各会議体等で危機管理の徹底・浸透を促しています。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営委員会を毎週、取締役会を毎月開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。

- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
内部監査室は「内部監査規程」に基づき日常監査を実施し、社長、監査等委員、部門長、子会社責任者へ毎月監査報告書を提出しています。
 - ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
今期監査等委員からの要請はありませんでした。
 - ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
今期監査等委員からの要請はありませんでした。
 - ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員への報告に関する体制
取締役会及び経営委員会をはじめとする主要会議には、毎回出席しております。また重要な情報については、子会社への報告も行っています。
 - ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役社長との意見交換会は、毎月実施しています。また内部監査室とは、監査等委員に対し、内部監査計画及びその結果報告を毎月1回報告しています。
 - ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
内部統制の整備状況評価を1回、運用状況評価を2回、ロールフォワードを1回実施し、適正に機能することを継続的に評価しています。
 - ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
外部の専門機関を交えた地域内の企業との情報交換を年2回行いました。また、反社会的勢力等の情報を専門機関を通じ、定期的にメールで情報を仕入れ、経営層及び主要部門に報告しています。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 商 品 及 び 製 品 仕 掛 品 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 未 収 入 金 そ の 他 貸 倒 引 当 金	流 動 負 債 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 未 払 費 用 未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 返 品 調 整 引 当 金 売 上 割 戻 引 当 金 設 備 関 係 支 払 手 形 そ の 他
5,691	2,319
固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 及 び 構 築 物 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 土 地 建 設 仮 勘 定 そ の 他	固 定 負 債 長 期 借 入 金 繰 延 税 金 負 債 退 職 給 付 に 係 る 負 債 そ の 他
8,430	2,030
5,358	4,350
無 形 固 定 資 産 271	4,350
投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 そ の 他 貸 倒 引 当 金	純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 純 資 産 合 計
2,800	8,841
2,735	3,537
65	963
△ 0	4,479
	△ 139
	930
	928
	1
	9,771
資 産 合 計	負 債 ・ 純 資 産 合 計
14,121	14,121

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	10,090
売上原価	4,700
売上総利益	5,390
販売費及び一般管理費	4,972
営業利益	417
営業外収益	45
受取利息及び配当金	40
その他の営業外収益	4
営業外費用	13
支払利息	10
その他の営業外費用	3
経常利益	449
税金等調整前当期純利益	449
法人税、住民税及び事業税	128
法人税等調整額	△31
当期純利益	351
親会社株主に帰属する当期純利益	351

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日残高	3,537	963	4,330	△139	8,692
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△203		△203
親会社株主に帰属する当期純利益			351		351
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	148	△0	148
2019年3月31日残高	3,537	963	4,479	△139	8,841

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2018年4月1日残高	1,103	4	1,108	9,801
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△203
親会社株主に帰属する当期純利益				351
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△175	△2	△178	△178
連結会計年度中の変動額合計	△175	△2	△178	△29
2019年3月31日残高	928	1	930	9,771

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産 現金及び預金 受取手形 売掛金 商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 未収入金 その他 貸倒引当金	流動負債 支払手形 買掛金 1年内返済予定の長期借入金 未払金 未払費用 未払法人税等 預り金 賞与引当金 役員退職慰労引当金 返品調整引当金 売上割戻引当金 設備関係支払手形 その他
5,541	2,323
固定資産 有形固定資産 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 無形固定資産 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式 長期貸付金 その他 貸倒引当金	固定負債 長期借入金 繰延税金負債 退職給付引当金 その他 負債合計 純資産の部 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 純資産合計
8,529	2,032
5,358	4,355
2,899	8,786
2,735	3,537
104	963
5	963
54	4,425
△0	4,425
△0	859
14,071	3,565
14,071	△139
14,071	928
14,071	928
14,071	9,715
14,071	14,071
14,071	14,071

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	10,103
売上原価	4,700
売上総利益	5,402
販売費及び一般管理費	5,018
営業利益	384
営業外収益	55
受取利息及び受取配当金	40
その他の営業外収益	14
営業外費用	13
支払利息	10
その他の営業外費用	3
経常利益	426
特別損失	24
子会社株式評価損	24
税引前当期純利益	402
法人税、住民税及び事業税	118
法人税等調整額	△31
当期純利益	315

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2018年4月1日残高	3,537	963	864	3,448	△139	8,674
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△203		△203
固定資産圧縮積立金の取崩			△4	4		－
当期純利益				315		315
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△4	116	△0	112
2019年3月31日残高	3,537	963	859	3,565	△139	8,786

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	1,103	1,103	9,778
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△203
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当期純利益			315
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△175	△175	△175
事業年度中の変動額合計	△175	△175	△63
2019年3月31日残高	928	928	9,715

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

森下仁丹株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森下仁丹株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森下仁丹株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

森下仁丹株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森下仁丹株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

森下仁丹株式会社 監査等委員会

常勤取締役
監査等委員 光 永 健 治 ㊟

社外取締役
監査等委員 澤 田 洵 己 ㊟

社外取締役
監査等委員 石 原 真 弓 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は着実な経営の基礎づくりを進めることにより、中長期的に投資価値のある企業となるべく今後の事業の拡大に努力してまいります。また、利益配分である配当につきましては、安定配当の継続を基本としつつ、経営成績・財務状況等を総合的に勘案して行っていく方針としております。

第82期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円50銭 総額152,529,488円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監査と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	もりしたゆうじ 森下雄司 (1972年7月5日生)	2007年1月 当社入社 2012年4月 当社経営企画部経営企画・管理関連事業 担当部長 2012年9月 当社執行役員経営企画部長 2014年4月 当社執行役員ヘルスケア事業本部長 2014年6月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長 2015年2月 当社取締役執行役員カプセル事業本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員カプセル事業本部長 2017年9月 当社専務取締役事業統括担当 2017年10月 当社専務取締役事業統括担当兼ヘルスケア事業本部長 2018年4月 当社代表取締役専務事業統括担当兼ヘルスケア事業本部長 2019年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	16,884株
2	すぎうらかずや 杉浦一哉 (1959年8月15日生)	1982年4月 ロート製薬(株)入社 2004年7月 同社HC事業本部第一営業部長 2010年7月 同社経営情報本部経営企画部長 2011年6月 同社マーケティング本部プレステージスキンケア事業部長 2015年5月 同社H&B事業本部長 2017年6月 同社経営戦略推進本部ディレクター 2018年6月 当社取締役 (現在に至る)	一株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	齋藤洋一 (1933年6月3日生)	1960年4月 東北大学医学部第一外科入局 1973年11月 同大学医学部助教授 1979年9月 神戸大学医学部教授 1995年11月 神戸大学医学部付属病院院長 1996年10月 神戸大学名誉教授 1996年10月 大阪府済生会中津病院院長 2000年4月 大阪府済生会中津医療福祉センター総長(併任) 2003年10月 同センター総長(専任) 2010年4月 大阪府済生会副会長 2013年10月 大阪府済生会中津病院名誉院長(現在に至る) 2014年6月 当社取締役(現在に至る)	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 杉浦一哉氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、営業部門・マーケティング部門に精通しており、また、事業運営に関する見識が豊富なことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

杉浦一哉氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

3. 齋藤洋一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、医療全般に関する豊富な経験と知見を有しており、有用な意見をいただくことを期待するためであります。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、病院院長等を歴任され、経営に関する見識が豊富なことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。

当社は齋藤洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が社外取締役に再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された加藤清和氏の選任の効力は本定時株主総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かとう きよかず 加藤清和 (1963年11月15日生)	1990年10月 司法試験合格 1993年4月 弁護士登録(第45期) 1993年4月 梅田総合法律事務所入所 1999年1月 同事務所 パートナー弁護士 (現在に至る) 2004年4月 関西大学法科大学院非常勤講師 2013年7月 日本テレホン(株)社外監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤清和氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）駒村純一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
駒村 純一	2004年 6月 当社取締役 2005年 4月 当社専務取締役 2006年10月 当社代表取締役社長 2019年 4月 当社取締役会長 (現在に至る)

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、本定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として再任となります取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）3名及び現任の監査等委員である取締役3名に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては各氏の退任時とし、具体的金額、方法等は、取締役（監査等委員であるものを除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
森下 雄司	2014年6月 当社取締役 2017年9月 当社専務取締役 2018年4月 当社代表取締役専務 2019年4月 当社代表取締役社長 （現在に至る）
杉浦 一哉	2018年6月 当社取締役 （現在に至る）
齋藤 洋一	2014年6月 当社社外取締役 （現在に至る）
光永 健治	2018年6月 当社取締役（常勤監査等委員） （現在に至る）
澤田 侑己	2008年6月 当社監査役 2018年6月 当社取締役（監査等委員） （現在に至る）
石原 真弓	2013年6月 当社監査役 2018年6月 当社取締役（監査等委員） （現在に至る）

第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く、以下「対象取締役」という。）の報酬額は、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において月額13百万円以内（うち社外取締役分月額2百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として上記の報酬枠とは別枠で当社の対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたしたいと存じます。又、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年15,000株以内（但し、本定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限期間」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役（監査等委員であるものを含む。）、又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員であるものを含む。）、または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区玉造一丁目2番40号
森下仁丹株式会社 本店



- 交通のご案内
- JR大阪環状線森ノ宮駅下車
 - 地下鉄中央線森ノ宮駅下車 (出口⑥)
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線森ノ宮駅下車 (出口⑥)
 - JR大阪環状線玉造駅下車
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線玉造駅下車 (出口③)